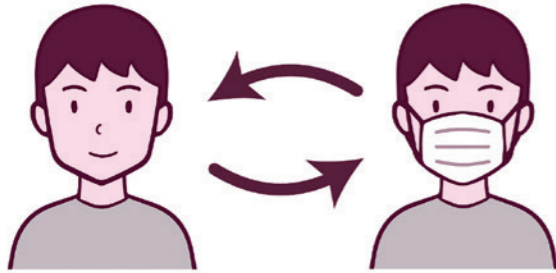


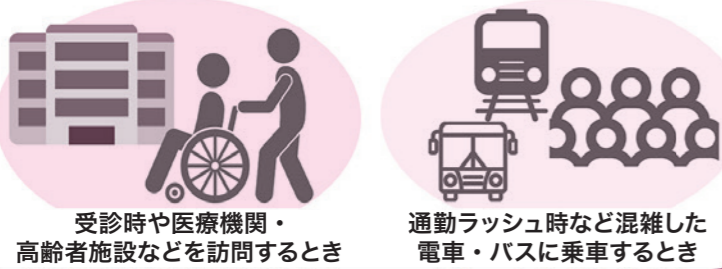
マスク着用の考え方が見直されました



これまでマスクは、屋外では原則不要、屋内では原則着用とされてきましたが、3月13日からマスク着用は個人の判断が基本となりました。
感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面など、次の場合にはマスクの着用を推奨しています。

周囲の方に、感染を広げないために

マスクを着用しましょう



受診時や医療機関・高齢者施設などを訪問するとき

通勤ラッシュ時など混雑した電車・バスに乗車するとき

ご自身を感染から守るために

マスク着用が効果的です



高齢者

基礎疾患を有する方

妊婦

重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行くとき

出典：厚生労働省ホームページ

本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう配慮をお願いします。
※事業者の判断でマスク着用を求められる場合や従業員がマスクを着用している場合があります。



広報ID
1007796

問 危機管理課 ☎24-6238

投票日は
4月9日

3月31日 告示

くか、選挙管理委員会事務局へご連絡ください。
○有権者の皆さまへお願い
・来場前、帰宅後の手洗いなどの対策を行ってください。
・投票所では、有権者が持参した鉛筆の使用が可能です。
・周りの方との距離を確保するようお願いいたします。
・投票所の混雑緩和のため、できるだけ混雑する時間帯を避けた投票所への来場をお願いします。

発熱などの症状がある方や体調に不安のある方は、事前にかかりつけ医、または県の総合案内窓口にご相談してください。投票所へ来場される場合は、事前に選挙管理委員会事務局にご連絡ください。
○開票は当日、総合体育館で
開票作業は、投票日当日20時45分から市総合体育館（岩谷町）で行います。参観は自由ですが座席には限りがありますのでご了承ください。



広報ID
1007530

○電話アンケートに注意!!
ことしに入り、市全域で「由利本荘市が調査をしている」かのような選挙関係のアンケート調査が電話で行われているようです。市では一切関係していませんので、不審な電話がかかってきた場合は回答せずに電話を切るなど、ご注意ください。

秋田県議会議員一般選挙 「あなたが動けば あきたが動く」

問 選挙管理委員会事務局 ☎24-6390
または各総合支所市民サービス課



○市で投票できる方は

今回の選挙で投票できる方は、平成17年4月10日以前に生まれた方で、令和4年12月30日以前から引き続き本市にお住まいになり、住民基本台帳に登録されている方です。

○「入場券」は3月31日まで郵送

投票に間に合うように、順次郵送する予定です。4月1日を過ぎても届かないときは選挙管理委員会事務局へご連絡ください。

○当日の投票所での投票

投票所の開閉時刻は各投票所によって異なります。入場券に記載されている「投票所名・投票時間」をご確認の上、各自指定された投票所へお越しください。
※入場券を紛失したり忘れたりした場合でも投票できます。

投票所へ臨時無料バスを運行します

平成30年度以降に投票所を再編した「本荘地域、岩城地域、由利地域、鳥海地域（の各一部地域）」に投票日当日、投票所までの臨時無料バスを運行します。運行ルートや発着場所・時間などの詳細は、対象となる地域へ別途チラシを配布しますのでそちらをご確認ください。

○「期日前投票所」のご利用を

投票日に仕事や旅行など、やむを得ない事情により投票所に行けない方は「期日前投票」を行うことができます。市内15カ所の施設で行います。投票できる施設と日時を確認の上、ご利用ください。

※入場券がお手元に届く前、また紛失したり忘れたりした場合でも期日前投票ができます。公職選挙法の改正により、期日前投票理由のチェック欄がなくなりました。

※お願い

イオンスーパーセンター本荘店・ナイイオンスーパーセンター本荘店では、土日が大変混み合います。また午前中の時間帯が比較的混み合う傾向にあります。混み合う曜日や時間帯をずらすか、他の投票所での投票にご協力をお願いします（各総合支所および出張所は、比較的の空いています）。

■期日前投票所

施設名(場所など)	投票できる時間帯	設置期間
本荘由利広域行政センター(市役所隣)	8時半～20時	4月1日(土)～8日(土)
イオンスーパーセンター本荘店	9時～19時	
ナイイ本荘インター店	9時半～19時	4月3日(月)～8日(土)
各総合支所	8時半～18時	
亀田・下川大内・上川大内直根・笹子の各出張所	8時半～17時	

○選挙公報をお届けします

選挙公報は、遅くとも選挙期日の2日前までに各家庭にお届けします。候補者の政見などが掲載されますので、投票の参考にしてください。

○入院や長期出張の方は

指定されている病院や施設に入っている方は、その病院などで不在者投票ができます。病院長または施設長に不在者投票請求の手続きをしてください。

市に住所があり、仕事などのため遠くにお住まいの方も不在者投票ができます。投票用紙請求手続きが必要になりますので、お早めにご連絡ください。

○郵便投票はお早めに手続きを

体に重度の障がいを持つ方などで「郵便投票証明書」の交付を受けた方は、自宅などで郵便による不在者投票ができます。この場合の投票用紙などの請求期限は、4月5日(水)ですが、手続き全てを郵便で取り扱うこととなりますので、お早めにご請求ください。

○特例郵便等投票制度について

新型コロナウイルス感染症により宿泊・自宅療養されている方（濃厚接触者は対象外）などは郵便で投票できます。対象者は次のとおりです。
①外出自粛要請を受けた方
②隔離または停留の措置を受けて宿泊施設に収容されている方
※投票用紙などの請求手続きについては、市ホームページをご覧ください。